

一律会員の期間を組合員期間に算入しないことの申立書

恩給 関係	証書記号番号		共 済 関 係	証書の記号番号	
	証書の日付			証書の日付	
	退職当時の官職名			退職当時の官職名	

昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和50年法律第79号)附則第4条の規定により、単公務員として在職した期間を組合員期間に算入しないことを希望しますので、申し出ます。

昭和 年 月 日

住所
中山省 官職
氏名 印

段

- 「恩給関係」欄には、恩給法の普通恩給又は退職年金条例の退職料を記入して下さい。ただし、現にこれらの年金の決定請求を提出している人は、「証書の日付」欄にその旨を記入して下さい。
- 「共済関係」欄には、退職年金又は減額退職年金を決定されていない人は、記入を必要としません。ただし、現にこれらの年金の決定請求を提出している人は、「証書の日付」欄にその旨を記入して下さい。

参考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。